

## 米豪サイクリスト誘客促進強化事業委託業務仕様書

### 1 事業目的

本県が、本格的なインバウンド再開に伴い激化する地域間誘客競争を勝ち抜くためには、各種対策を講じていくことが急務となる中、コロナ禍によるライフスタイルの変化や脱炭素化への要請の下、自転車活用の有効性は、環境・健康・まちづくりといった様々な分野で益々注目を浴びており、コロナ禍を経て、インバウンドを中心とした誘客に欠かせないツールとして、実需の創出や地域経済の活性化に係る強力な切り札となっている。

本県では、「サイクリストの聖地」しまなみ海道エリアが誇るランドマーク「来島海峡大橋」を切り口に、令和4年度から、豪州・シドニー「ハーバーブリッジ」を中心とするエリア及び米国・サンフランシスコ「ゴールデンゲートブリッジ」を中心とするエリアとのサイクリングを核とした継続的な相互交流に向け、両国関係機関との協議・調整等に取り組んできたところ。

今後、本県が世界に誇るサイクリングルートの魅力を発信し、更なる誘客促進につなげるため、米豪から本県へのサイクリングを中心としたメディア等のモニターツアーを実施する。

### 2 事業期間

契約の日から令和7年3月末まで

### 3 委託業務

#### (1) 業務詳細

下記①・②について取り組むこと。

なお、下記の取組みを効果的に組み合わせ実施し、最大限の事業効果となる運営体制を構築すること。

#### ① 米豪コアサイクリスト向け「モニターツアー」の実施

米豪のサイクリング人気を受け、日常的にサイクリングを楽しみ、イベントへの参加にも積極的な現地「コアサイクリスト（③参照）」に対する情報発信及び誘客を行うため、現地サイクリングメディア・旅行会社・インフルエンサーを対象に、愛媛県内で滞在・周遊する旅行商品を造成し、参加者にその魅力を訴求することでSNS等のメディアを通じた旅ナカ・アトでの情報発信や拡散及び米豪現地での旅行商品販売を図り、サイクリング旅行のゲートウェイとして「愛媛発着」を強く印象付けるとともに、インバウンド誘客の促進につなげる。

#### 【実施概要】

○催行時期：令和6年11月下旬

○参加者：米豪現地のサイクリングメディア（4名）・旅行会社（4名）

米豪現地のインフルエンサー（2名） 10名程度

※旅行会社は旅行商品造成、メディアは記事配信、インフルエンサーは複数回の SNS 投稿等を条件として招聘する。

○想定プラン：

「愛媛県内」に6泊以上滞在するプランで、しまなみ海道や石鎚山岳輪道等、愛媛マルゴト自転車道に含まれる県内サイクリングコースでのサイクリングを中心に、アウトドアコンテンツや米豪旅行者に好まれるような文化体験を組み合わせたプランとすること。(プラン数は制限なし)

なお、プランはサイクリングを切り口としたコンセプトであることが必要不可欠であるほか、その他コンテンツについては、どのような観点で選択しているかなど、ストーリー性を持たせた内容とすること。

○経費負担：

参加者の招聘に係る費用は、委託費から支払うものとする。

○参加人数：米豪現地から10名以上のツアーとすること

○集客：

米豪現地メディアやエージェント等を利用し、集客を図ること。

なお、集客による効果なども分析をして報告すること。

○モニターツアーの検証の実施：

モニターツアー内容を集客面や、催行面など様々な視点から検証し、今後の展開案を委託者へ提案すること。

○ツアー参加者の安全確保：

- ・訪問先との事前打合せや、現地確認を行いコンテンツやルート等に関する安全対策を行い、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・サイクリング時は原則英語対応可能なサイクリングガイドを同行させ、参加者が安全で快適に走行できる環境を整えること。
- ・受託者は、参加者を旅行保険に加入させること。
- ・飲食物等の衛生管理を徹底するほか、参加者自身のアレルギーに関しても事前確認を行い、適切に対応すること。

② 米豪サイクリスト誘客促進に向けた独自提案事項【任意】

上記①の必須提案事項と連動し、前述「1 事業の目的」に沿った本事業の効果を高め、米豪サイクリスト誘客促進に資する独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

例：米豪現地での愛媛県サイクリング PR、  
米豪現地のサイクリング市場調査等

③参考：「コアサイクリスト」の主な定義

- 日常的にサイクリングを楽しみ、ライフスタイルとして定着

- 各種サイクリングイベントにも積極的に参加
- 旅行先でも基本的には自己所有の自転車を利用するが、観光地の特性などに応じて、人によってはE-BIKEなど様々なジャンルの自転車をレンタサイクルして堪能

## (2) 経費の内訳

運營業務に係る一切の収支を計上すること。

## (3) 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、米豪サイクリスト誘客促進強化事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 紙媒体1部、電子媒体(DVD-R等)1部

○提出先 愛媛県自転車新文化推進協会(事務局:愛媛県自転車新文化推進課)

## 4 著作権等の取扱い

### (1) 著作権者

著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属する。

### (2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、委託者が行うものとする。

### (3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、委託者と受託者で協議のうえ処理することとする。

## 5 その他留意事項

- (1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) ホームページ及びSNS等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。
- (3) ホームページ及びSNS等の作成にあたっては、委託者と十分協議のうえ、作業を進めることとする。
- (4) 受託者は、作成したホームページ及びSNS等により利用者又は第三者に損害を与

えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- (5) 旅行業法など業法に関する許認可が必要な事業領域については、許認可を有する事業者と事業を実施するなど業法違反を絶対に起こさないこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理するものとする。